

区域整備計画の認定審査のプロセス、採点の考え方について（案）

令和4年2月24日

特定複合観光施設区域整備計画審査委員会（以下、「審査委員会」という。）による区域整備計画（以下、「計画」という。）の認定審査のプロセス、採点の考え方について、以下のとおりとする。

なお、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）（以下「IR整備法」という。）第9条第11項第7号において、認定を受けることとなる計画の数は3を超えてはならないものとされているが、事業者選定の対象候補の絞り込みに関する点数を示している事例はあるものの、計画の認定の対象となる点数を設定している事例は確認できない。

このため、以下については、他の事業者選定における考え方のほか、IR整備法や特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（特定複合観光施設区域整備推進本部決定、令和2年12月18日）との関係を踏まえ、引き続き検討するものとする。

（1）認定審査のプロセス

審査委員会は、計画の様式ごとに、要求基準19項目、評価基準25項目の計44項目の審査を行う。審査に当たっては、計画の書類審査に加え、必要に応じて事務局を通じて申請者に対するヒアリングを行うとともに、プレゼンテーションによる計画の内容の確認を行うものとする。

（2）採点の考え方

採点については、以下の方法で、要求基準300点と評価基準1,000点の計1,300点満点にて行うものとする。

採点に当たっては、1,300点の7割に当たる910点を認定に相応しい点数の目安とする。なお、認定に相応しい点数は、あくまでも目安であり、各計画を認定に相応しいとするかどうかについては、審査の過程で個別具体的に判断されるものとする。

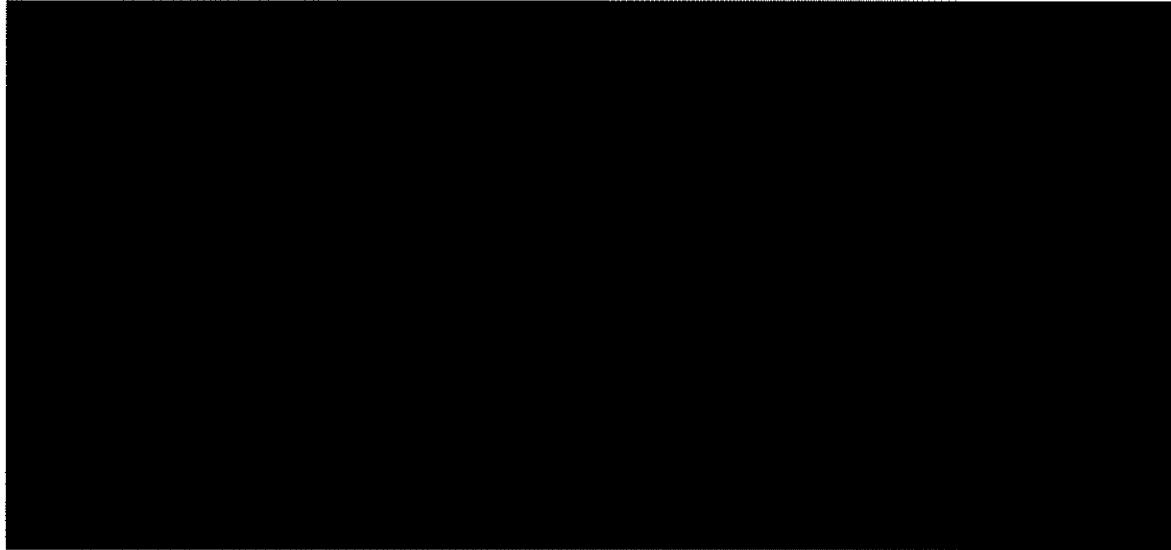
○要求基準の充足による点数の付与

要求基準は、IR整備法第9条第11項第1号から第6号の規定に基づく基準であり、基準を全て満たせば、IR事業を行うために必要となる事項を満たしたこととなるため、要求基準の充足をもって、300点を付与する。

○評価基準の項目ごとの採点について

以下の方法により算出する。

- ・各委員が、評価基準の配点ごとに、下表に基づき、原則 6 段階評価を行う。
- ・全ての委員の採点結果の平均値を、審査委員会としての評価基準の得点とする。



評価		採点の計算
S	極めて優れている。	配点 × 100%
A	非常に優れている。	配点 × 80%
B	優れている。	配点 × 60%
C	やや優れている。	配点 × 40%
D	わずかに優れている。	配点 × 20%
E	優れているとは認められない。	配点 × 0 %

※委員が特に必要と認める場合は、委員の判断により、さらに詳細な区分による評価（S'、A'、B'、C'、D'）を認めることとする。
(例えば、A'は、AとBの中間評価で配点×70%で採点)